

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	<p>スポーツ施設の使用料の還付</p> <p>堺市荒山テニスコート、堺市陶器スポーツ広場（陶器野球場・陶器テニスコート）、堺市美原多治井運動広場（多治井運動場・多治井テニスコート・多治井自由広場）、堺市美原みの池運動広場（みの池野球場・みの池テニスコート・みの池自由広場）、堺市美原さつき野運動広場（さつき野野球場・さつき野テニスコート・さつき野自由広場）、堺市みなと堺グリーンひろば（運動ひろば野球場・芝生ひろば運動場・憩いのひろば・硬式野球場）</p>	
根拠条例等・条項	堺市スポーツ施設条例 第9条第4項ただし書	
所 管 課	文化観光局 (指定管理者)	スポーツ部 スポーツ施設課
審 査 基 準	<p>(根拠条文)</p> <p>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(基準)</p> <p>○条例第9条第4項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 天災地変その他使用者の責めに帰することのできない事由により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額</p> <p>(2) 使用者が、野球場又は運動場を使用しようとする日前7日までに使用許可の取消しを受けた場合 既納の使用料の全額</p> <p style="text-align: right;">(堺市スポーツ施設規則第17条)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	10日(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	